



門 八 34
番 1970
卷

井上頼國著

官 許
越 洲 考

神習舎藏版



越洲考



井上頼國著

双生億伎洲与佐度洲とあるハ一書の
文ある古事記に生隱伎之三子嶋と何
るを記混りたる文なりと上田百樹の
論へる説を採て古史傳に非らざら
る如し今試よいて原ハ次双生越
洲世人或有双と云双生越度洲世人
有と誤るものあらん

神代紀に云く伊弉諾尊伊弉冉尊
立於天浮橋之上云々廼生大日本
豊秋津洲次生伊豫二名洲次生筑
紫洲次雙生億伎洲與佐度洲世人
或有雙生者象此也次生越洲次生
大洲次生吉備子洲由是始起大八
洲國之號焉一條禪閣の纂疏に曰

て千七百年我元禄十三年の七月本國
より歸り云千七百十五年我正徳五年より
再々軍勢を起しベシシスヨイの海濱より
カミカツトカヲ渡り其地ハ勿論近傍の
諸島まで一ち從なりと見ゆまゝ東砂
葛記も見えたり
鶴峰氏の本教誦歌に按渡阿波者必
取路於淡路故有阿波路之名渡哉者多
自三越越路之名由是起歟と見ゆ頼岡
按中々々彼高志郡沼川郷沼奈川神社
の如きハ通路あり上より縁ありて名
を得しやめなるべし又出雲の古志郷
の類ハ安房の阿波より出し如し
越を山海を越る義と一或を北風の義
とし或ハ北去の義とまゝハ何れも穩
なりなり

小々越洲の名ハなくニウニテラフて次生ニウニテラフ兩兒
嶋マタナハ亦名謂天兩屋自吉備兩兒嶋至天
と何れ亦の兩兒嶋即て越洲小て
蝦夷樺太をいふなり抑越てふ言
の義ハ籠障コサふて彼國の曇アりち
なりしより名はけしなるへし今
東國ふてハ日影の刺さぬ 兩兒嶋
屏陰カをコサといふなり
とハ樺太の土俗の傳カカモイカ

カモイ又カマイともいひてとのハ神
の義なり
蝦夷東西考證ハ樺太地名の夷語カあ
らけ全く内地の地名と等しきり交ま
るハ古くより我國の屬地なる證にて
地名の上も明らかなりと見え又相當
の字を填めしハとらふ然ること取

ラフトといひてカモイは神の義
カラハ體の義フトハ二タの義ふて
神の體をニよ生成し給へるより
如此ハ云ふなりと何るおと名義
も所在も明著なりまゝ天兩屋と
は此島ハ兩兒よ生給ひし故カ何
と相く兩屋とい稱へしなりむと
古史傳よ見えたるカ如しカまカ出

越洲考

出雲風土記同郡狹結聚の下古志因
佐与布ト云人來居之故謂最邑神龜三
年改字狹結也其所以來居者說如高志
郷也と見えたり

内山氏の出雲風土記解久秦為神社
ハ嶋根郡三保の傳は意支都久辰為俾
都久辰為命とある此神の社あり。へ
鈔云古志郷久類須三社也と見えたり
頼國云久類須をカサカの總名と云ふ
と云ふ由りて聞ゆかしく久志為
神の一名也や
矢野翁曰く意支都久辰為命ハ澳之越
居の義俾都久辰為命、辺之越居の義あり

雲風土記の神門郡古志郷即屬郡家
伊弉那弥命之時以日淵河造池之
尔時古志圍人等到来而為堤即宿
居之處故云古志とあるは伊那那
伎伊那那美の神代に彼州人を召
上たまひ傳ふ此郷久秦為
神社あるも由縁ありて聞えたり
まゝ意字郡の下所以號意字者

古史傳は師説と引て曰志羅紀ハ新羅
國の地の東南方の海へ突出する御嶺あり

出雲國楯縫郡古豆村
支豆支之御嶺今ハ日御嶺と云ふ

同國飯石郡佐比賣山今石見國安濃
郡屬して三瓶山といふ

クニヒキマレヤツカミツオミツヌクミコトイリタヤクモタツ
圍引坐八束水臣津野命詔八雲立
イッモンクニハサマノサハキクニナルカモハツクニサバク
出雲圍者狹布之稚圍在哉初圍小
セリツラカレナトツリヌハイタマヒテタダズマシラキキ
所作故將作縫詔而考衾志羅紀乃
ミサキヲクニノアマリアリヤトミレバクニノ
三崎矣圍之餘餘有耶見者圍之餘
アリトノリモヒテクニコトヒキキテマヘルクニハ
有詔而云々圍來圍來引來縫圍者
ヨリコツウチタチテヤホヨネキヅキノ
自去豆打絶而八穗米支豆支乃御
サキナリカクテカタマクテカシハイハミラクニト
埒也如此而堅立之加志者石見圍
トイッモノクニノサカヒナルナハサヒメコシナリ
與出雲圍之境有名佐比賣山是也

支川

菌長濱今ハ神門郡あり
解曰く北門ハ新羅をさす出雲國
の北ハ新羅肅慎おつきて東北蝦夷迄
有とさけハ廣く北門といふなり

秋鹿郡佐田

良波ハ古史傳ハ師説を引て曰く良理
留礼呂を言の頭はおける例ハあきこと
あれハ良の字ハ誤ある云々上は
志良紀の御崎ハ准ふる若くハ上の
佐伎之國も此良波之國も北方ある異
國の名ふもやあらんと見えたり

鳴根郡手添郷同郡閨見

高志之郡々乃三埼ハ越洲樺太のトシ
マの御崎ハ新羅を石見界ハ縫育と
とより北門を縫育トシマを伯耆界ハ
縫育給ひなり如此てそ國引の順序
も方位もよく適へりと謂へハ何別
小詳説あり都の字をトと訓例ハ式ハ
都佐坐神社とあると始め猶多あり又
肅慎ハ遼史百官志ハ日本王府見
古より皇國の属なり其の所々ハ

亦持引網者菌之長濱是也亦北門
佐伎之國矣云々引來縫國者自多
久打絶而狭田之國是也亦北門良
波乃國矣云々引來縫國者自手添
打絶而閨見之國是也亦高志之都
々乃三埼矣云々引來縫國者三穗
之埼也持引網者夜見島是也固堅
立加志者有伯耆國大神岳是也

注ハ委曲ハ別注

本文の下引ける出雲風土記鳥根郡
三保郷の下ハ説あり併せ見よ
鳥根郡蜈蚣島の所ハ即此島達伯耆
國郡内夜見島とあり
大神岳出雲風土記鈔ハ伯耆國會見郡
大山是也とあり
神代紀一書ハ素戔嗚尊帥其子五十猛
神降到新羅國居曾尸茂梨之處乃興言
曰此地吾不欲居遂以埴土作舟衆之東
渡到出雲國籬川上所在鳥上之峠とあり
素戔嗚尊ハ此神の父也バ殊ハ由あり
ま或説ハ八束水臣津野神ハ素戔嗚
神の一名なりといへハ由ありて聞ゆ
所造天下大神ハ大穴寺神あり

口ハ字彙ハ古ノ國ノ字皆作口とあり
ハ口と人名とせハ説あはれど非なり

大國主神ハ大穴持神の亦名あり
古史傳ハ越ハ口ハ越の跡國ハ越
の國々と云意ハ平とあるを思ふハ

見えたるハ新羅肅慎越洲の餘地
を以て出雲ハ補ひ給へる傳よ
て彼國々も此神の經營ハ給ひ
むらら如此ハ爲ハ給ひなりハ
一同書意字郡の拜志郷所造天下大
神命將平越ハ口爲而幸時此處樹
林茂盛尔時詔吾御心之波夜志詔
故云林とあるハ大國主神の越洲

一地のこゝへ聞えまると見えたり

八千矛神ハ大國主神の亦名なり
相良正勝の説ハ日高國沙流郡ハ義人
多クこゝ古の都府の跡小てハ義經の
婿ハあはれ也此地なりといへり

上ハ云へる如く古事記の正ハ八洲對
へて遠々越の洲とよまされたるを味
ひ見まへ

の八口を平らむとして發出まは
時の傳なり古事記ハ八千矛神將
婚高志國之沼河比賣幸行之時到
其沼河比賣之家歌曰夜知富許能
八千之迦微能美許登波命神夜斯麻久
余八島都麻麻岐迦泥豆妻覓登富
登富斯遠故志能久途途越洲佐加志
賣遠女賢阿理登岐加志豆有聞云々

矢野翁の玉梓物語曰く國造坐大神
の高志國の鎮衛として意支都久辰為
神俾都久辰為神を住り給ひあの高
志國を二分て奥越邊越といひまへ
八國と志給つりと聞ゆ是世に謂ゆる
蝦夷千島とて和蝦夷荒蝦夷とも越度
嶋弊賂辨島などもいひ赤縣とて古く
ハ玄股毛民勞民の國と稱ひまへ雄略
天皇の御世頃韓國は遠々ハ安人の

と何るを越洲ふての事ありまへ
出雲風土記嶋根郡の義保郷所造天
下大神命聚高志國坐神意支都久
辰為命子俾都久辰為命子奴奈宜
波比賣命而令産神御穂須々美命
是神坐矣故云美保まだ意宇郡
郷の所造天下大神大穴持命越八
口平賜而還坐時來坐長江山而詔

説も一宗なり。五十五國と定賜へる
こと有り。或人あを北倭とせ
るハ信か。ハ別ハ記せる物あり
と見。頼國曰く五十五國とあり。ハ上
撰たる。漢籍は見えず。文みて偽ハ
あらざる。事別ハ説り。

増譯米覽異言云く蝦夷も西語「エゾ」
又「エツ」又「エラ」云々と云ふ。羅甸語「
ル」も地あり。ハ助辭なり。即ち「エ」
の地と云ふ義あり。頼國按「エ」も「エ」
の地と云ふ義あり。高田與清の俳諧
歌論云く蝦夷を「エ」し。ハ赤生の
義。赤毛人なり。ハ赤き物。
衣とり。ハ海老。鱧。鱒。蒲。荷。な。る。類
あま。例あり。又須も。斯も。か。よ。ひ。て。半
斯の畧語なり。物の群生も。ハ。詞。ま
蟲。ま。昔。生。も。あ。る。ト。衣。曾。と。い。や。も。同。語
あ。て。曾。ハ。必。ら。清。音。る。く。お。か。の。熊

襲の襲もか。新古今雜の下頼朝の
歌。濁音ゆてよ。わけられた。ハ音
便なり。

後方羊蹄ハ西蝦夷也。土人はシラビと
云へり。明治己巳八月十五日公布あり
て後志國と定らる。

村瀬氏の執園日鈔ハ肅慎後漢曰。挹婁
完魏曰。勿吉。隋唐曰。黑水靺鞨。姓挈氏。五
代時始称女真。後避遼。興宗諱改曰女直。

成川

我造坐而令國者皇御孫命平世所
知依奉但八雲立出雲國者我静坐
國青垣山廻賜而玉珍賜而守詔故
云文理とあるハ彼洲より還來ま
しての傳なり。またそをより後の
傳説は伴信友が中外經緯傳ハ蝦
夷の本郷のもの見えた。始ハ
齊明記五年四月ハ遣阿部臣名率

船帥八十艘討蝦夷國云々至肉入
籠時問菟蝦夷膽鹿嶋菟穗名二人
進曰可以後方羊蹄爲政所焉
夷郡乎。見乎。隨膽鹿嶋等語。遂置
郡領而歸。攻所ハ郡領置たる由。あ
置たる。な。分書。ハ或本云阿部引田
臣比羅夫。ハ上の本文ハ阿部臣。關名
ハ。與肅慎戰而歸獻虜卅九人

臣屬於遼至阿骨打遂滅遼國号金元滅
金置軍民萬戶府五其餘種至明分為三
種曰建州女直謂之生女直清太祖奴兒
哈赤所興明人称爲奴酋爲建夷萬曆二
十三年加龍虎將軍命後自稱建州國汗
又号後金國汗建元天命迄崇禎三年号
滿洲國皇帝九年建國号曰清遂滅明國
混南北曰海西女直謂之熟女直遼餘孽
也曰野人女直在極東東瀕海懸野人
當此蝦夷此讀云越族云蓋古沫沮之種
也沫沮夷州越族野作野人皆古今方言
之轉訛耳と見えたり但本書の考證引
書等と省きて掲げしを怪むこと勿れ

と見えたり古事記傳小此章は蝦
夷國とあるハ正しく其本國のえ
その嶋のおと那り志りべしと云
地も今も何り志りべしともいふ
と見えまた同紀四年は渡島蝦夷
持統紀は越渡島とある渡嶋も蝦
夷の本國をいふるなるべしとて
くはし紀説あり此説おとりてな

不考あり同六年紀阿部臣肅慎
を伐る條は以陸奥蝦夷令乘已船
到大河側於是渡島蝦夷一千餘屯
聚海畔云々まの弊賂弁嶋の注は
度嶋之別也と見えたるをも證と
まへく又日本後紀は弘仁元年十
月甲午陸奥國言渡嶋狄二百餘人
來著部下氣仙郡非當國所管令之

歸去狄等云時是寒節海路難越願
 俟來春欲歸本郷許之留住之間宜
 給衣糧と見えたるおておとよ明
 なり 又渡嶋と一もいふハ陸奥よ
 り海を渡り行て在る嶋の由
 みて蝦夷の本郷の別名ありその
 うそ蝦夷の皇國に在るも何るよ
 本國あるもとも蝦夷と呼ひ又
 その本國の名をもたよ蝦夷と
 呼べを彼方此方の人をいふと又
 其本國をさしていふとかさよ
 混らはしけむさる所ハ心志
 らひして記し別なれたるなり後

近藤氏の辺要分界圖考ハ肅慎韓韓
 今の朝鮮よりハ遼ハ奥地みく即今の
 滿洲キリヒニシタヤ。ホチヨシ等の地方なり
 國史ハ載る所ハ此國の人毎ハ佐度出
 羽能登辺ちハ蝦夷地ハ著洋のト比々
 見えされむ其往來を正しく北國より
 直ハ海洋を渡りて今の滿洲辺海々又
 ハ朝鮮江原道辺ハ著洋セハ疑ぢる
 るベ一と見えたり

紀那るハウれの本土を度嶋とい
 ひてえと一ハ狄字を當て記ささ
 たるハ混らハ一カ又與肅慎戰と
 らぬ書さまなり
 ハ肅慎國ハ蝦夷國の西北方ハ接
 びて近き國ある故ハ蝦夷を征た
 る因ハ征一なるベ一同六年おも
 阿部臣肅慎國を伐ること見えた
 るに是はた五年のト一度あるを
 傳のまらひふて二度記さきたる

御名部爾ハ佐渡國羽茂郡あり

あるへーといををたるまことお
然ることなりさてまといをある
肅慎靺鞨なといへる地の事の皇
國の古書不見えたるも書記欽明
卷小五年於佐渡嶋北御名部碕岸
有肅慎人乘一船舶而淹留春夏捕
魚充食彼嶋之人言非人云々齊明
卷小四年越國守阿倍引田臣比羅

古事記云御真水入日子印惠命の皇
子大入并命ハ能登の臣の祖也と見え
たり

夫討肅慎獻生熊二羆皮七十枚ま
た五年比羅夫小蝦夷を討平らさ
せぬる條の一説小比羅夫與肅
慎戰而歸獻虜四十九人又六年遣
阿倍臣關率船帥二百艘伐肅慎云
々乞和遂不肯聽據已柵戰于時能
登臣馬身龍為敵被殺猶戰未倦之
間為賊被殺已妻子この度ハえ勝
とで軍を止た

石上池辺ハ山邊郡あり今大將軍の池と云

蝦夷東西考證ハ渤海ハ唐書渤海傳曰渤海本粟末靺鞨防高麗者姓大氏齊宗先

りとき 五月於石上池邊云々饗肅
慎四十七人ハ前年の一説ハ見
武卷ハ五年新羅遣沙飡金清平請
政云々肅慎七人從清平等至之六
八月金清平本國ハ歸と見え
と肅慎人の歸する事ハ遂ハ見え
ハ皇國ハ止持統卷ハ十年賜越度
嶋蝦夷伊奈理武志與肅慎志良守

王以所總為勿汗洲領勿汗洲都督自是始去靺鞨稱專稱渤海と見えて本ハ靺鞨中の一種少ク高麗の北東よりて粟末水ハ傍居たれば粟末靺鞨といふるなり其粟末水といふハ清一統志曰混同江北在吉林烏喇城東南今名松花江源出長白山北流會諾尼黑龍等入海即古粟末水也と云ハ
續紀宝龜三年正月丁酉是日告壹萬福等曰萬福等家是渤海王使者所上之表豈違例死礼乎由茲不收其表萬福等曰夫為臣之道不違君命是以不誤封函輒用奉進今為違例返却表函萬福等深憂懼仍再拜掘地而泣更申君者彼此也臣等歸國必應有罪今已悉渡在於聖朝罪之輕重无敢所避
己卯賜勅海王書云天皇敬問高麗王朕繼體承基臨馭區宇恩澤德澤寧濟蒼生然則卒土之濱化有轉於同軌普天之下恩無隔於殊隣音高麗全盛時其王高武祖宗奕世ハ居瀛表親如兄弟義如君臣帆海梯山朝貢相續遠平季歲高氏淪亡自示以來音問寂絶爰泊神龜四年王之先考左金吾衛大將軍渤海郡王遣使來

獻草等錦袍緋紉純斧等ハ見え
靺鞨ハ續紀ハ養老四年遣渡島津ワタリシマツ
輕津司頼國云執園日鈔曰津輕此讀云追加妻按北沃沮一名
置溝婁文獻通考作置隔婁疑是追
加婁之轉語頼國又曰後魏書作豆
莫婁亦諸君鞍男等六人靺鞨國觀
其風俗類聚國史ハ延曆十五年四
月戊子渤海國入貢の事と記さる
たる條ハ又傳奉在唐學問僧永忠

朝始修職貢先朝嘉其丹款寵待優隆王
襲遺風纂修前業獻誠述職不墜家聲今
省來書頓改父道日下不注官品姓名書
尾虛陳天孫借号遠度王意豈有之乎近
慮事勢疑以錯誤故仰有志傳具質禮但
使人萬福等深悔前咎代王申謝朕於遠
來聽其浚改王悉此意永念良圖又高氏
之世兵亂無休為假朝威被稱兄弟方令
大氏曾無事故妄稱甥於禮失矣後歲之
使不可更然若欲改姓自新寔乃繼好無
窮耳春景漸和想王住也今因廻使指示
此懷并贈物如例
府谷氏曰大日本史注云當時高麗既滅
渤海有其地此舉旧号迭書渤海高麗者
非也
續紀室龜四年六月戊午遣使宣告渤海
使烏須弗曰太政官處分前使壹萬福等
所進表詞驕慢故告知其狀罷去已畢而
今欲登國司言渤海國使烏須弗等所進
表函違例無礼者由是不召朝廷返却本
鄉但表函違例者非使等之過也涉海遠
來事須憐矜仍賜祿並路糧放還又渤海
使取此道來朝者承前禁斷自今以後宜
依舊例從就紫道來朝

等所附書渤海國者高麗之故地也
天命開別天皇七年高麗王高氏為
唐所滅也後以天真宗豐祖父天皇
二年大祚榮始建渤海國和銅六年
受唐冊立其國延袤二千里無州縣
館驛處々有村里皆靺鞨部落其百
姓者靺鞨多土人少皆以土人為村
長大村曰都督次曰判吏其下百姓

扶桑略記云延長八年庚寅四月朔日唐
客稱東丹國使者丹後國令問子細件使
答狀前後相違重令復問東丹使人等本
雖為渤海人今降為東丹之臣而對答中
多稱契丹王之罪惡一日為人臣者豈其
如此乎須舉此旨先令責問令須令進過
狀仰下丹後國已了東丹國失礼義
本朝文粹云東丹國入朝使裴瑒等解申
進過狀事瑒奉臣下使入朝上國息狀裴
瑒等皆真向偽爭善從惡不救先主於構
組之間狠誦新王於兵戈之際况乎奉陪
臣之心使素上國之恒規望振鷺而面慰
詠相與而股戰不忠不義向招罪過勸責
之旨曾無證陳乃進過狀裴瑒等誠恐誠
惶謹白
頼國云當時の廷臣等徒よ文華を好み
て皇神の大道を疎畧し遂に臣属の
地を失ふに至り豈慨嘆の極るらんや

皆曰首領土地極寒不宜水田俗頗
知書自高氏以來朝貢不絶と唐書
通考なと渤海本粟末靺鞨附高
麗者國初の事と永忠が書よりハ疎
りハて無引なと見えたり以乃陸奥
蝦夷の地圖地誌ともを併せて古
を案るよまつ今の奥蝦夷曾宇也
嶋の北の終かよより海上十里は
らまよ有る迦良布登嶋わたりま

てを蝦夷の界とて汎く定らむ
あるものなるへし然るは其の嶋
北北西より海上一日をりるの船
路を経て山丹サンタンといふ国に至る其
の地満州に接續て人物もなほも
満州と相同しく迦良布登カラムデンのよる
の蝦夷に異ならむとそ志の是を
古より迦良布登までを蝦夷の部

和銅六年の事
八月十五日
和銅六年の事

落として治めぬひ山丹わたりを
はして汎く肅慎といひ其を後
靺鞨ムコクと革カめ称ヨふ事となす小を
和銅六年の事ろ渤海を併せらむ
つれとそ北南北カラムデンの北西カラムデンさま
の渤海を隸ツりさりはる部落ベはな
ほ靺鞨と称ヨびて在りりるを皇朝
小聞しめしおよひて養老四年

和銅六年鞍男等ズカチ小詔して其在狀より八年鞍男等ズカチを觀察せしめぬひてはらゝ蝦夷の區別をも正しぬひたすあるへし以上經とあるふて中古まで緝傳の傳説の梗概を見つべしまた唐書靺鞨傳も龍原東南瀕海日本道也と見え遼史百官志も此地は日本國王府を擧たるは上古肅慎

明治己巳八月十五日蝦夷地自今北海道と被称十一箇國を分割し國名郡名等を定め給へる公布あり

日本府を置いて治めぬひし地なるゆゑなり猶その考説まゝ越洲近代の事宗等ハ佗日の脱稿を俟つ

へし

男 東京 井上鑑次郎 校合

越洲人小論を書

世の人の行ふ道ハ其本天神の御
おきてお出たるものにて惟神の
大道あり此道を知り脩むるを本
教といふ形り外因と雖も蓋しこ
の大道お従はるものなりまど本
教の傳らざるうらその中を得る
事何とつむ故よ或ハ顯界カキ局り

古事記表曰太素杳冥因本教而識乎土產嶋之時元始綿邈類先生而察生神立久之世

中臣壽詞曰高天原仁神留坐須皇親神漏岐神滿美乃命速持天八百萬乃神等遠集倍賜天皇尊尊波高天原仁事始天豐葦原乃瑞穗乃國遠安罔止平外所知食天天都日嗣乃天都高御坐仁御坐天

古事記曰我御世之事能許曾神習日本紀崇神天皇詔曰尊民之本在於教化也若君有不受教者乃舉兵伐之同書推古天皇詔曰朕聞之曩者我皇祖天皇等宰世也踴天踏地敷禮神祇周祠山川幽通乾坤是以陰陽開和造化共調同書孝德天皇詔曰惟神我子應治故寄是以與天地之初君臨之罔也注曰惟神者謂隨神道亦自有神道也

万葉集五曰神代欲理云傳介良久虛見津倭罔者皇神能伊都久志吉罔言矣哉佐吉播布罔同十三曰志貴嶋倭罔者事矣之所佐罔叙真福乞曾春葉集曰古語不通則古義不明焉

て幽冥を説く或ハ幽冥は委く志て顯界を疎略ふす特り皇罔の本教も顯幽とも講明せざることあく大道まゝ是は順ひ言語まゝ是が楷梯たり故は本教ハ祭祀政治人道言語と相須て須臾も不可離もの形り先輩既は明衆あり彼政教背反し人道は害あるものと同日

の談あらむや夫教ハ人心を固結感動せしむる也の志を聖皇是は小循りて罔家を治む故は其正邪を熟々擇むべハある法あり然し今世は區々各種の教法起る也のハ惟神の大道は非を以て人造不出るゝ為おまとも昧者ハ不悟して是は惑溺ハ狡兎の為は謀詐

魯國の今信する教ハ前野善心ウ記せる魯西亞本記畧ハ我天曆六年の事トあれト桂川氏の訳せる魯西亞志ハ永正四年の事トいつリ魯西亞志ハカムシカツカヘ千七百五十年我寛保元年より女帝の命ハ追々ハ天教の會士等を遣ハ土人を教導せしむト見え都弗加考ハ八十年前正徳五年魯西亞人カムサツカを併吞してより漸々ハ諸島を蚕食して云々二十年前者魯西亞人の言を使ひ魯西亞の佛を頸ハ掛け魯西亞より役人并ハ教法師とて

られて死をも不顧もの何り豈憐アハシ愍マさる法ハらむや既マハ本書論せる如く越洲の人ハ伊邪那岐伊邪那美二神の御代とり親クしく神恩を蒙マるる也の如きハ伊邪那岐伊邪那皇祖天神の命を奉リて修理固成ニ給ヒひハあまハ皇祖天神の神恩を思ヒハばハあ人造の外教ハ惑ハば一向ハ本教を奉戴シて正理真

時々諸島ハ至り撫順セハ其夷人も尽ク魯西亞貢を入ル至ラルハ寛政十二年守重ハ上ルヲ寫シ按察ハ魯西亞建ル所ノ十字ハ倒シ見えル渡平海北九十五箇の事上ニ注スリ唐書突厥傳曰阿史那氏更号可汗又曰北狄等唐太宗曰天可汗皇清四裔考俄羅斯國ハ其國曰死汗号シ自立ス為汗歷三百餘年今其酋皆称察罕汗云々官制汗左右近侍官四得專政西域聞見録曰称其王曰汗又曰控噶尔地也鄂羅斯東西界之外称其王曰汗清三朝家録曰倭羅思國察幹汗云々又自称大汗海國圖志曰元代北方疆域考曰元太祖又曰号後金國汗額國云是太祖也増訳朱覽異言ハ康燕を蘭書ハカムイガシムトありといハつりハ韃靼の下ニ國中其威勢盛ク者ハ推尊シて主トスル也且を称シて汗ト云フ即ち君長の義ありトあり猶西域聞見録海國圖志與

道を神習ふ法ハ然シて越洲ハも神をカムイ又カモイト云ヒまシ上古肅慎三韓等ハ府を置テ治め給ヒひハより近傍の諸國の酋長を汗ハ皇清四裔考ハ汗トいフあハ越洲ハ近き地ニあり抑神ハあハ語此原ハ皇祖天神を尊重シたりて云へるより起スるなまハ其御神徳

地誌略等見るべし
近藤氏の邦弗加考はチユフカといひ日出
処の義ありて魯西亞王をチユフカモイトノ
といふカモイトハ神の義ありまゝ魯國
の吏をチユフカトノといふとも日出処
の義ありとあるも東西蝦夷考証も
弁あれと千嶋異聞は聖書狄志は享保
十三年ヘリガ始てシントロウレンスに至る
シントロウレンスをカムサツカの地と享保九
年は魯人の負せし名なり按ふと彼
初り蝦夷諸嶋は来る時語て曰我國王
ハ日月の等が如し故はチユフカモイトノと
稱し屬嶋をチユフカといふありといへ
り抑蝦夷ハ日域の屬嶋あれ日出所
と云ふて階國への詔書とも思ふへ
西北の日出る遠き國を日出所と稱
せしむるハ狡猾極まりと見えたり

を知らばハある法あらば其御神
徳を知らむとまゝハ本教よ
らされハ知る事あるハ然もハ
速よ人造の末教を弃て本教よ從
事し真よ天祖鎔造化育の大恩を
知り是よ報ゆる道よ盡し真福を
得法きものなりといへ

神習舎主人頼國志

官許

井上藏版

甲府常盤町

内北藤傳右衛門

賣弘
書林

同 八日町

同 店

